

# とちぎ 食の安全・安心・ 信頼性の確保 に関する基本計画

概要版



栃木県

Tochigi Prefecture





# とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例

## 目的（第1条）

### 県民の健康の保護

食品の生産・消費・再生等の各般にわたる施策を総合的・計画的に推進

県・事業者の責務と県民の役割を明らかにする

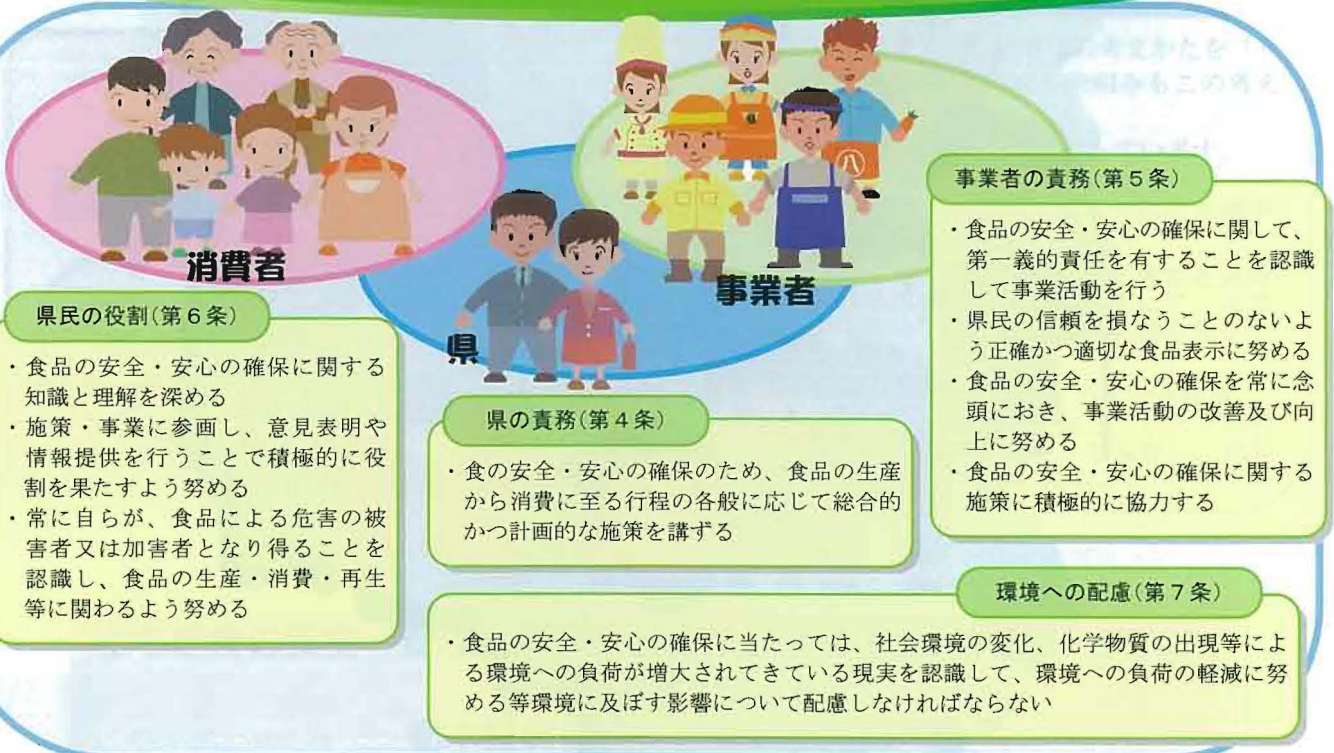
県の施策に関する基本事項を定める

食の安全・安心・信頼性の確保に関して基本理念を定める

## 基本理念（第3条）

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に県・事業者が必要な措置を講ずる
2. 県・事業者・県民が、それぞれの責務・役割を果たし、信頼の下に取り組む
3. 科学的知見に基づき、県が国・市町村と連携協力して適切な施策を講ずる
4. 県・事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して共通認識の形成を図る
5. 食品の生産及び流通の過程において循環型社会の視点に配慮する

## 県・事業者の責務と県民の役割（第4条～第7条）



### 県民の役割(第6条)

- ・食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める
- ・施策・事業に参画し、意見表明や情報提供を行うことで積極的に役割を果たすよう努める
- ・常に自らが、食品による危害の被害者又は加害者となり得ることを認識し、食品の生産・消費・再生等に関わるよう努める

### 県

### 県の責務(第4条)

- ・食の安全・安心の確保のため、食品の生産から消費に至る行程の各般に応じて総合的かつ計画的な施策を講ずる

### 事業者

### 事業者の責務(第5条)

- ・食品の安全・安心の確保に関して、第一義的責任を有することを認識して事業活動を行う
- ・県民の信頼を損なうことのないよう正確かつ適切な食品表示に努める
- ・食品の安全・安心の確保を常に念頭におき、事業活動の改善及び向上に努める
- ・食品の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する

### 環境への配慮(第7条)

- ・食品の安全・安心の確保に当たっては、社会環境の変化、化学物質の出現等による環境への負荷が増大されてきている現実を認識して、環境への負荷の軽減に努める等環境に及ぼす影響について配慮しなければならない

## 基本計画（第8条）

知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならない。



# とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画

## 1 計画策定の趣旨

本県においては、県民の健康の保護に資するため食の安全・安心・信頼性の確保に関して基本理念を定め、県及び事業者の責務と県民の役割を明らかにするとともに県の施策に関する基本事項を定めた「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」が平成18年6月に制定されました。

本計画は、条例の基本理念に基づき、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生の各般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第8条に基づく食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画です。

また、栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の部門計画として位置づけています。

## 3 計画の期間

この計画は、栃木県総合計画との整合性を図るため、平成20年度から平成22年度までの3か年を計画期間とします。

## 4 計画の基本的な考え方

事業者自身の取組や行政の監視指導等により、食品の安全性を確保し、県民の食品に対する信頼感を醸成することで、県民が安心な食生活を送ることができるとの観点から、以下の考え方により施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することとしました。

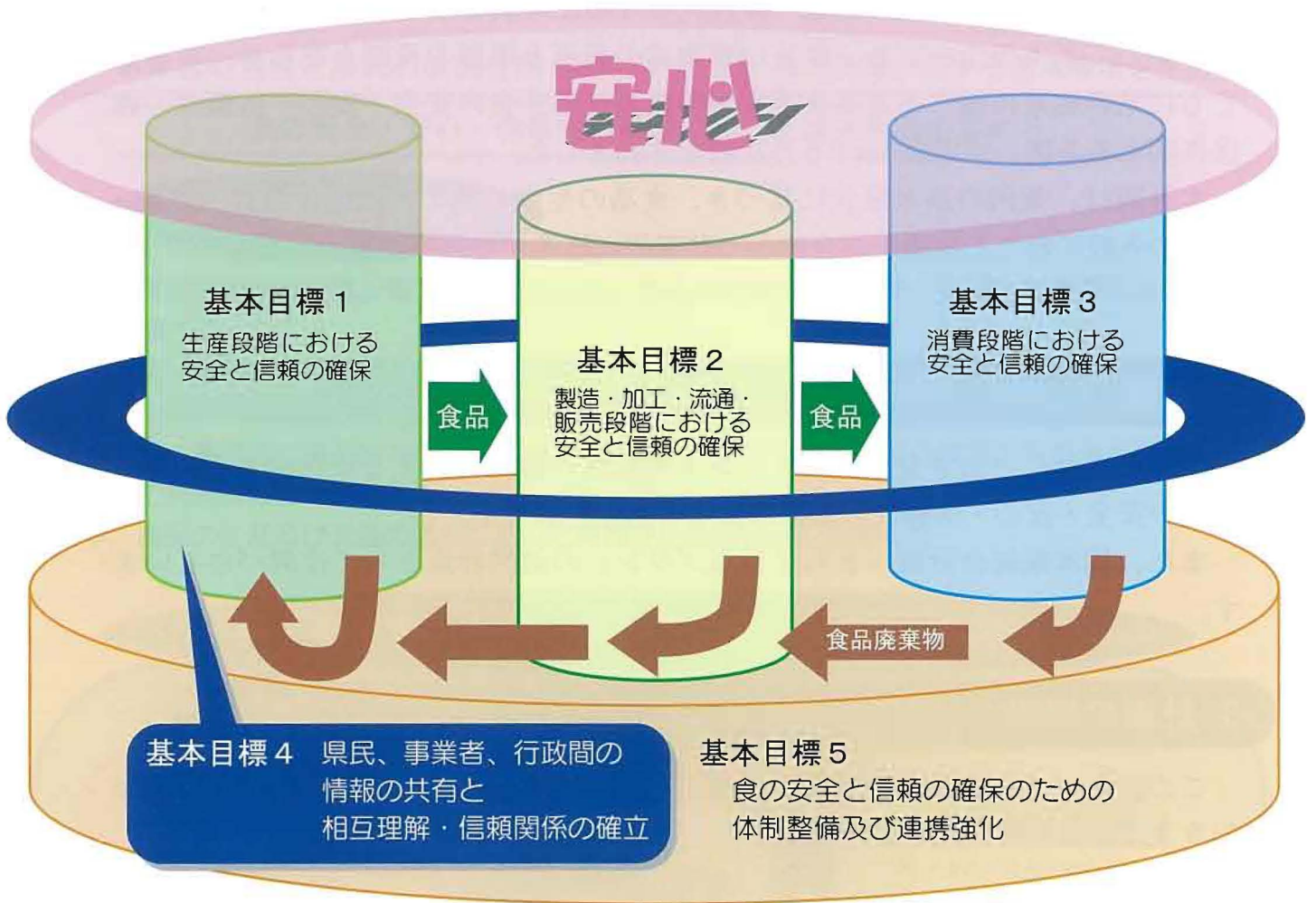
○食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保  
食品供給行程の各段階における食品の安全性と信頼性を確保するための施策

○関係者の相互理解と協働の推進  
食に関する様々な立場の県民相互の理解を促進し、協働して食の安全と信頼の確保を推進するための施策

○食の安全と信頼を支える体制の整備と関係機関の連携  
県や関係機関が食の安全・安心・信頼性の確保を進めるための体制整備に関する施策

## 5 施策の体系と展開

- 食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保 (基本目標1～3)
- 関係者の相互理解と協働の推進 (基本目標4)
- 食の安全と信頼を支える体制の整備と関係機関の連携 (基本目標5)



食の安全・安心  
ひとくちメモ

### 「安全」「安心」と「信頼」

安心な食生活への取り組みは、「安全」と「安心」という二つの言葉の意味をきちんと分けて考えることから始まります。

「安全」は、食品が健康に及ぼす悪影響の大きさ「リスク」を、科学的・客観的に評価して、人の健康を妨げないレベルできちんと管理すること。

「安心」は、その「リスク」の評価や管理に対して、食に関わるすべての人たちが情報や意見を交換し、正しく理解しあうことによってかたちづくられる、ゆるぎない信頼から生まれます。



事故・まちがい・不誠実への不安

- 虚偽表示
- 農薬・食品添加物の不適正使用
- 食中毒、異物混入
- 「いわゆる健康食品」の被害 など

知らないもの・よくわからないものへの不安

- BSE (牛海綿状脳症)
- 鳥インフルエンザ
- 食品添加物・農薬などの化学物質
- 遺伝子組換え食品 など



# 施策体系図

条例の  
該当  
条項

基本目標	施策目標	施策の展開（個別事業）	
1 生産段階における 安全と信頼の確保	(1) 安全な農産物の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の適正な使用推進（経営技術課）</li> <li>・GAPの推進強化（生産振興課・林業振興課）</li> <li>・家畜生産衛生の向上（畜産振興課）</li> <li>・特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）</li> </ul>	7条 9条 10条 15条
	(2) 生産者等に対する 監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産販売者等への立入検査強化（経営技術課）</li> <li>・畜産における監視・指導（畜産振興課）</li> <li>・養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）</li> </ul>	
	(3) トレーサビリティの 考え方の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課）</li> <li>・家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）</li> </ul>	
2 製造・加工・流通・ 販売段階における 安全と信頼の確保	(1) 食品営業者等による 自主衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課）</li> <li>・「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課）</li> <li>・産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課）</li> <li>・学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福利課）</li> </ul>	7条 9条 10条 15条
	(2) 食品営業者等に対する 監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課）</li> <li>・学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福利課）</li> <li>・無承認無許可医薬品の監視指導実施（薬務課）</li> </ul>	
	(3) 食品表示の 適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携 （生活衛生課・経済流通課・くらし安全安心課・健康増進課）</li> <li>・適正な食品表示の普及啓発と指導（生活衛生課・経済流通課）</li> </ul>	
3 消費段階における 安全と信頼の確保	(1) 食品の安全性に関する 理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施 （生活衛生課・くらし安全安心課）</li> <li>・各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課）</li> <li>・地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課）</li> </ul>	7条 13条 16条 17条
	(2) 消費者相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課）</li> <li>・食と農に対する理解促進（農政課）</li> </ul>	
	(3) 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の普及啓発（農政課）</li> <li>・子どものころからの食育の推進（農政課・健康増進課・健康福利課・文書学事課・生活衛生課）</li> <li>・環境にやさしい食生活の促進（農政課・農村振興課）</li> </ul>	
4 県民、事業者、行政間の 信頼関係の確立	(1) 食品に関する 情報共有の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全性等に関する情報公開の推進（生活衛生課）</li> <li>・食品衛生情報の共有（生活衛生課）</li> <li>・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）</li> </ul>	11条 13条
	(2) リスクコミュニケーションの 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換による相互理解の推進（生活衛生課・経済流通課）</li> <li>・リスクコミュニケーターの育成と活用（生活衛生課）</li> </ul>	
	(3) 事業者と消費者の 相互理解の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する体験機会の拡大（農政課）</li> <li>・消費者と事業者の理解促進（農政課・生活衛生課）</li> <li>・地産地消運動の展開（農政課）</li> </ul>	
5 食の安全と信頼の確保のための 体制整備及び連携強化	(1) 食品安全行政の 総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）</li> <li>・県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）</li> <li>・地域における農産物の安全・安心対策（経済流通課）</li> <li>・他機関との連携（生活衛生課）</li> </ul>	12条 14条 17条 19条
	(2) 監視指導及び検査体制の 充実・強化並びに 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコミュニケーターの育成（生活衛生課）</li> <li>・食品衛生推進員の充実（生活衛生課）</li> <li>・農薬管理指導士等の養成（経営技術課）</li> <li>・家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課・畜産振興課）</li> </ul>	
	(3) 安全な食品を生産するための 技術開発と 食の安全に関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬検査の効率化（生活衛生課）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課）</li> <li>・畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課）</li> <li>・免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課）</li> </ul>	
	(4) 健康危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理体制の強化</li> </ul>	



# 食の安全と信頼のための主な取組

## 基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保

### 安全な農産物の生産

#### ○ 農薬の適正な使用推進

- ・農薬管理指導士の認定制度、GAPを活用して、効率的な防除や農薬の安全・適正な使用を推進します。

#### ○ GAPの推進強化

- ・農産物の安全性確保を目的とした衛生管理や法令遵守等の実施により、消費者や実需者の信頼を確立するためGAPの導入を主要な産地へ積極的に推進します。



GAPの取り組み  
(いちごの衛生的なパック詰め)

### トレーサビリティの考え方の導入促進

#### ○ 農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進

- ・農産物の生産に使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と生産情報の公開を促進します。

#### ○ 家畜の飼養履歴の公開

- ・生産者団体による肉用牛の飼養管理情報公開の取組を促進します。また、乳用牛や豚などの飼養管理情報の記帳を徹底するよう指導するとともに、それらの情報の公開を促進します。



携帯電話を活用した生産情報の公開

## 基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

### 食品営業者等による自主衛生管理

#### ○ 「とちぎハサップ」の認証取得促進

- ・HACCPの考え方を取り入れた「とちぎハサップ」の認証取得促進を図ります。また、認証を取得した施設を積極的に公表し、制度の周知に努めます。



### 食品営業者等に対する監視指導の強化

#### ○ 計画的で効果的な監視指導の実施

- ・「栃木県食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、計画的に食品関係施設に対する監視指導及び流通食品の表示等の検査などの徹底を図ります。
- ・食品衛生法及び栃木県食品衛生条例による許可対象以外の食品関係施設を把握し、監視指導の対象を拡大します。
- ・食品（輸入食品を含む）の収去検査を計画的に実施するとともに新たな食品検査に対応するため、検査機器の充実・強化に努めます。

### 食品表示の適正化の推進

#### ○ 食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携

- ・関係法令に基づき、適正な表示がなされた食品を消費者に提供できるよう事業者に対する指導を強化します。
- ・関係機関の連携を深め、効率的かつ効果的な監視指導を図るため、事業者に対し合同で監視指導を実施します。

#### ○ 適正な食品表示の普及啓発と指導

- ・「食品表示適正化強化期間」を定め、事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めます。



食品表示適正化強化月間合同監視

## 基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保

### 食品の安全性に関する理解促進

- **消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施**
  - ・ NPO、消費者団体等の食の安全に関する学習に関係職員を派遣するなど、利用しやすくわかりやすい食品の安全性に関する情報の提供に努めます。
- **地域や学校での食品の安全に関する知識習得の支援**
  - ・ 食生活改善推進員やヘルスサポーター等、地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供に努めます。
  - ・ 食品の安全性に関する知識をわかりやすく伝えるための教材を作成し、教職員や地域ボランティアに提供します。



県政出前講座「食の「安全」と「安心」」

### 消費者相談体制の充実

- **食品の安全性等に関する相談体制の充実**
  - ・ 各健康福祉センター等において、消費者からの食品の安全性等に関する相談に的確に対応します。また、健康まつり等の各種イベントを活用し、消費者からの相談に対し、的確な助言に努めます。



イベント会場での食の安全相談

### 食育の推進

- **食育の普及啓発**
  - ・ 食育に関係する団体やNPO、ボランティアなどが連携・協力し、一体的な食育推進運動を展開するとともに、市町村食育推進計画の策定支援等により地域の食育を推進します。

## 基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

### 食品に関する情報共有の促進

- **食品の安全性に関する情報公開の推進**
  - ・ 食の安全に関する施策や食品の安全性に関する調査・研究の成果等についての情報公開に努めます。

### リスクコミュニケーションの推進

- **意見交換による相互理解の推進**
  - ・ 広く県民を対象とした意見交換会を県内各地域において開催し、意見や情報の交換を促進します。
  - ・ 農産物の安全性確保の取組について生産現場で意見交換を行うリスクコミュニケーションを促進し、消費者の理解促進を図ります。
  - ・ 関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者やNPO等による食の安全に関する意見交換会の開催を支援します。
- **リスクコミュニケーター育成と活用**
  - ・ 食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図るため、食品のリスクに対する他の立場の発想や考え方などを理解し、リスクコミュニケーションを支援、仲介できる能力を有する人材を育成し、活用します。



とちぎ食品安全フォーラム  
(意見交換会)



地域の指導者育成講座  
(リスクコミュニケーター育成講習会)

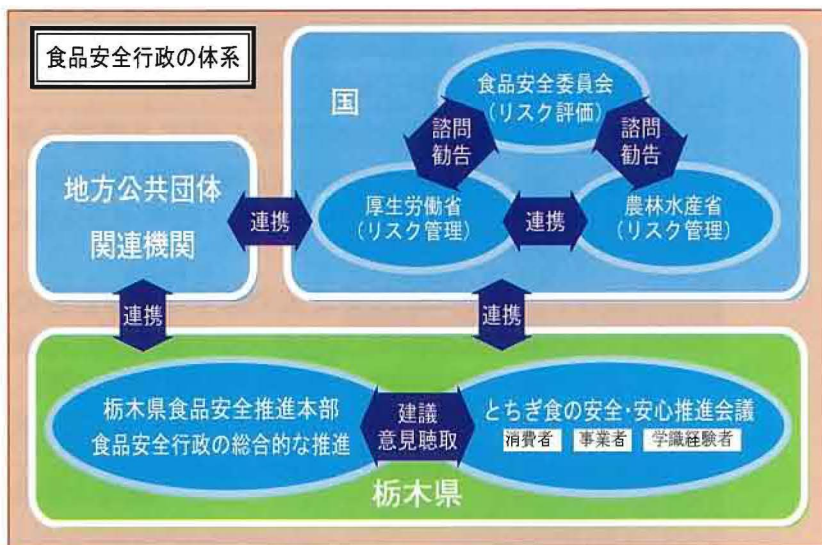


# 食の安全と信頼のための主な取組

## 基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備

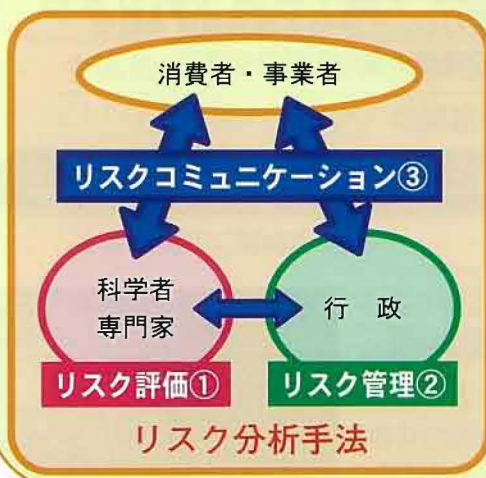
### 食品安全行政の総合的推進

- **総合的な食品安全行政の推進**
  - ・ 総合的な食の安全と信頼の確保のため、「栃木県食品安全推進本部」を中心とした体制のもと、さらに機動的かつ迅速な対応を図ります。
- **県民参加による食品安全行政の推進**
  - ・ 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第19条による施策提案制度を活用し、県民参加の食品安全行政を推進します。



食の安全・安心  
ひとくちメモ

### 食品の安全性についての国際標準の考え方「リスク分析手法」



食品のリスクを最小限に止めるための国際標準の考えかたを「リスク分析手法」といい、日本の食品安全行政の枠組みもこの考えかたをもとに組み立てられています。

リスク分析手法は、次の3つの要素から成り立っています。

- ① **リスク評価**：科学者や専門家が、影響の深刻さや起きる確率を科学的・客観的に評価すること
- ② **リスク管理**：リスク評価をもとに、人々の不安を感じる気持ちや、社会の経済的負担なども勘案して、法律などのルールをつくり総合的な悪影響を最小限に管理すること
- ③ **リスクコミュニケーション**：リスクについての正確な情報を、リスクの評価・管理を行う主体と、リスクの引き受け手となる県民・消費者とで共有し、相互に意見を交換して意思疎通を図ること

## とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（概要版）

平成20年（2008年）3月

栃木県保健福祉部生活衛生課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

電話 028-623-3114 Fax 028-623-3116 電子メール eisei@pref.tochigi.lg.jp

栃木県の  
食品安全情報  
ホームページ

とちぎ 食の安全・安心  
インフォメーション

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/life/shokuseikatsu/anzen/info.html>